

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この条例は、南風原町のまちづくりに関する基本的事項を定め、町民の権利と役割、議会と行政の役割と責務を明らかにすることにより、町民自らがまちづくりに主体的に参画し、共に協力し知恵を出し合い共通課題に取り組む協働のまちづくりを推進し、笑顔や幸せがあふれる個性豊かな地域社会を構築することを目的とします。

### 【住民会議の意見】

- ・支えあい（行政－地域－個人） ・豊かな地域社会の構築
- ・美しいまち ・町民の幸福度の高いまち ・平和 ・協働の推進、指針
- ・幸せ、満足度、幸福度の高いまち ・豊かな生活
- ・笑顔のあふれるまちづくり ・住みやすい ・豊かな町民の相互交流
- ・地産地消の推進 ・文化の継承発展及び創造 ・地域の美化推進
- ・地域を知る機会をつくる

### (定義)

第2条 この条例における用語の意義は、次の各号に掲げるとおりとします。

- (1) 町民 町内に住所を有する人、町内で働き又は学ぶ人、事業活動その他の活動を営む人又は法人もしくは団体をいう。
- (2) 町 議会と行政をいう。
- (3) 町政 町が行う自治の活動をいう。
- (4) 行政 町長、教育委員会、農業委員会、選挙管理委員会、その他本町の執行機関をいう
- (5) まちづくり 快適な生活環境の確保、地域社会における安全及び安心の推進など、暮らしやすいまちを実現するための公共的な活動の総体をいう。
- (6) 協働 町民及び行政が適切な役割分担のもと、それぞれが自らの役割を自覚し、お互いを尊重するなかで、共に考え、共に汗を流し、共通の目的の実現のために協力することをいう。
- (7) 参画 町民が、施策の立案から実施及び評価に至るまでの過程に主体的に加わり、意思決定にかかわることをいう。

**【住民会議の意見】**

- ・町民：町内に住所を有する人、町内で働き又は学ぶ人。事業活動その他の活動を営む又は法人もしくは団体をいいます（栗山町）
- ・栗山町がわかりやすいので参考にした方がいいと思います。
- ・町に思いがある人。産まれた人

(条例の位置付け)

第3条 この条例は、まちづくりの基本を定めるものであり、町は、他の条例、規則等の制定改廃及びまちづくりに関する計画の策定又は変更にあたっては、この条例の趣旨を最大限尊重し、整合を図らなければならない。

**【住民会議の意見】**

- ・地産地消とともに食育活動の推進（市、学校、地域及び家庭並びに関係機関）
- ・自己を尊重する ・最高規範という文言は入れないこと ・規範
- ・整合性を図ること

## 第2章 基本原則

### (基本理念)

第4条 町民及び町は、次に掲げることを基本理念としてまちづくりに取り組むものとする。

- (1) 町民一人ひとりを尊重し、平和なまちづくりを進めるものとする。
- (2) 地方自治の本旨に基づき、それぞれの果たすべき役割や責務を認識し、自主性及び自立性を確保した協働のまちづくりを進めるものとする。
- (3) 人と人、人と地域とのつながりを深め、活力に満ちた個性豊かなまちづくりを進めるものとする。

### 【住民会議の意見】

- ・互いを尊重する ・平和 ・まちづくりの主体は町民である
- ・地域行政への参加・協力を積極的に
- ・町民と一緒に地域づくりの推進につとめる
- ・お互い意見が違っても、対立するのではなく、課題解決に向かって一緒に取り組む
- ・支えあい 行政－地域－個人 ・豊かな町民の相互交流
- ・お互いに協力する（町民同士） ・共に支えあう、共に助け合う

### (情報共有の原則)

第5条 町民、町は、相互に情報を提供し共有するものとする。

### 【住民会議の意見】

- ・情報の相方向 ・区長にSNSをやらせる（教える）
- ・行政、町民が共に情報を出し合い共有する ・ニーズのある情報の把握
- ・個人情報を守ります。 ・町内外のはえばるに関する情報の相発信
- ・集落からの情報も受ける。役場が。
- ・気がるに意見・提案できるシステムづくり ・受け取る体制づくり
- ・職員は全員町民へ常に情報を発信するという意識をもってほしい
- ・町のHPにフェイスブック ・公民館講座でシステム
- ・情報の需要と供給を一致させる ・町民は積極的に情報を収集する
- ・町の情報を広くPRするマスコミの有効活用 ・情報化社会への取り組み

- ・情報発信のツールは多種多様がいい（SNS等）
- ・発信する情報も多種多様がいい　・分かりやすい情報発信
- ・発信する側も受け取る側も積極的にいろいろな方法を活用する
- ・安心・安全なまちづくりを行うために必要な情報提供、共有をして欲しい
- ・町民、議会、行政の3者は積極的にお互いへ意見を出し合ってほしい

（町民参加の原則）

第6条 町は、町民参加のもとに町政を推進するものとする。

【住民会議の意見】

- ・町民と一緒に町政を進めていけるといいな
- ・地域の行事や課題は町民自ら主体的に取り組む
- ・共通の目的をとらえる　・話し合いの場を多く持つ
- ・互いを尊重する　・町民目線、現場目線
- ・青少年育成団体や、学校支援団体を増やす
- ・参加したい人は誰でも共に行動できる

## 第3章 町民

### (町民の権利)

第7条 町民は、安全で安心かつ快適な生活を求めていく権利を有する。

2 町民は、行政サービスを公平に受ける権利を有する。

3 町民は、まちづくりに関して意見を述べるとともに、参加する権利を有する。

4 町民は、町政に関する情報について、知る権利を有する。

### 【住民会議の意見】

- ・町の情報に敏感になる。情報を収集する（広報誌、ホームページ）
- ・町の行事等に積極的に参加する
- ・行政への意見提言、町や議員に意見を言う
- ・町の委員等に積極的に参加する
- ・住民として安全に安心して暮らせる権利
- ・子供の権利について→子供の時からまちづくりに対する意識づけをおこなうため他自治体で定めているのでは？（子供＝時代を担う人材）
- ・町民には行政上のサービスを等しく受ける権利があります
- ・町民は、町政への参加不参加に関わりなく行政上のサービスを平等に受ける権利があります
- ・意見を言う権利 ・行政をチェックする権利 ・情報を知りたい
- ・情報を知るための電子媒体の必要性 ・安心して暮らしたい
- ・生活の充実化 道路整備であったり、生存権に関わる普通の生活を送れる補助等治安等も含め
- ・子どもの権利 ・知る権利 ・まちづくりの主体は町民である
- ・参加する権利 ・質問しやすい体制づくり ・提案する権利
- ・町民同士の意見尊重 ・区画整理のことなど ・個人の生活を守る権利
- ・参加 or 不参加で差別されない←入れなくてよい
- ・景観の提言 ・対話できる権利 ・提案できる体制（システムづくり）
- ・いつでもどこでも誰がでも知り、意見などできる

(町民の役割)

第8条 町民は、まちづくりの主体として自ら考え行動し、積極的に町政及び地域活動に参加するよう努めるものとする。

2 町民は、互いの自由と人格を尊重し合い、公共のきまりを守り、連携し、協力してまちづくりに努めるものとする。

3 町民は、まちづくりに関して、自らの知識や技術を積極的に発揮するとともに、発言及び行動に責任を持つよう努めるものとする。

4 町民は、町政に関する情報に関心を持ち情報の取得及び発信に努めるものとする。

【住民会議の意見】

- ・町の情報に敏感になる。情報を収集する（広報誌、ホームページ）
- ・町の行事等に積極的に参加する
- ・行政への意見提言、町や議員に意見を言う
- ・町の委員等に積極的に参加する
- ・地産地消の推進（町の商品を買う 作る 食べる）
- ・議会活動に関心を持つ ・福祉活動への参加 ボランティア活動
- ・公共施設を利用する  
（南風原文化センター、図書館を利用する、環境の杜、ちむぐくる館）
- ・住民個人でもSNSやブログを利用して町内の情報発信
- ・定期的に運動し健康づくりに努める
- ・南風原町民であることを誇りに思う 南風原を好きになる 愛着を持つ
- ・公德心の高揚  
（税金納付、納めた税について意識を持つ、交通ルールを守る、選挙に行く等）
- ・文化遺産や施設等を探索して地域を知る 地域の歴史を知る
- ・環境保全（ゴミ分別の徹底、清掃活動、環境マナーを守る）
- ・町内の移動はなるべくバスか自転車で→道が混まない 健康に良い
- ・子供達へ勉強を教える ・お互いを褒める ・かすりをおしゃれに着る
- ・隣近所の人とのつきあい ・福祉活動への参加 ボランティア活動
- ・定期的に運動し健康づくりに努める ・文化財 町並の保存
- ・古い建物を残す 集落形態 スージ 石垣 生垣 大切に作る
- ・関心をもつ ・文化の継承 ・持続可能な社会の構築 ・広い視野をもつ
- ・住みやすい町にする ・住み続けたいように少し努力する
- ・町をPRする ・できる限り参加 ・お互いに認める

- ・町政に参加する
- ・次世代に残す。いろいろ
- ・町を愛する
- ・協力
- ・地域の活動に参加
- ・町民の義務
- ・お互いに協力する。町民同士
- ・町のこと、地域のことに対して関心をもつこと。興味を示すこと
- ・共に支え合う共に助け合う
- ・町民は協働の肝心を持ち、町政に参加するよう努めます
- ・町民は常に町政に感心を抱いてほしい
- ・町民は町政のために何ができるかを問え
- ・女性がもっと議員へ立候補してほしい
- ・20代、30代がもっと議員へ立候補してほしい

(事業者の役割)

第9条 事業者は、地域社会の一員として、社会的責任を認識し、地域社会との調和を図り、町民が安心して住めるまちづくりに寄与するよう努めなければならない。

【住民会議の意見】

- ・地産地消の推進（町の商品を買う 作る 食べる）
- ・地元企業と町民が関われる場をつくる
- ・地場産業の支援育成 ・企業誘致 ・働きやすい環境づくり
- ・雇用の創造（所得をアップさせる）
- ・3方良しの商い 商売する人ー地域一人（客）
- ・事業者は、町民であろうとなかろうと、社会的責任を共有し、暮らしやすい地域社会づくりに参加するよう努めます
- ・町政に参加する ・災害時の協力 ・社会的責任
- ・地域行事に関わる ・人材育成 ・もうかる！もうかりたい！
- ・町の発展に寄与する ・雇用の場 ・町民を優先的に雇用する
- ・自然環境、生活環境に配慮する ・（ごみ分別など）ルールを守る
- ・地域行政への参加・協力を積極的に

## 第4章 議会

(議会の役割と責務)

第10条 議会は、別に定めるところにより、町民に開かれた議会および町民参加の住民自治を推し進める議会として活動するものとする。

【住民会議の意見】

- ・町民の代表 ・行政の監視 ・情報公開（報告）
- ・対話（町や行政とのパイプ役） ・議会のストリーミング配信
- ・ニセコ18条参照 ・展望をもって活動 ・公益性の視点にたつ
- ・積極的に意見する提案 ・まちづくりへの提案 ・上手の情報発信
- ・議会のネット中継をやって欲しい ・通常議会

(議員の役割と責務)

第11条 議員は、議会が前条に規定する事項を実現するよう、法令等を遵守し、公正かつ誠実に町民の負託に応えなければならない。

【住民会議の意見】

- ・夜間、週末 議会開催 ・議員はSNSをやる ・若い世代の議員誕生
- ・町民の意見を聞いて町政に活かす
- ・議員活動の状況をわかりやすく伝える
- ・町に対して意見するために、情報収集勉強する ・積極的に町政を知る
- ・公平・公正 ・広く意見を聞く ・地域活動への参加
- ・自ら進んで情報収集 ・勉強する ・資質向上 ・派閥をつくらない
- ・町民と同じ視点で ・積極的に町政を知る
- ・町に対して意見するために、情報収集勉強する。



## 第5章 行政

(行政の役割と責務)

第12条 行政は、計画的で効果的かつ総合的な行政運営を行うよう努めなければならない。

2 行政は、公平で質の高い行政サービスの提供を図ることにより、町民福祉の増進及び地域の活性化に努めなければならない。

3 行政は、自らの判断と責任において、その所管する事務を誠実に執行するとともに、相互に連携して行政機能を発揮するよう努めなければならない。

4 行政は、職員の能力向上を図り、その能力が発揮されるよう努めなければならない。

### 【住民会議の意見】

- ・ こういう住民会議を毎年開催する
- ・ 住民の話聞く機会を多く作って欲しい
- ・ 行政や議会の情報を町民にわかりやすく伝えて欲しい (情報発信 共有)
- ・ 情報発信力の向上
- ・ 町役場等のホームページでの公共の情報発信をスピーディーに行う、充実させる
- ・ 趣味や楽しい事の情報発信 ホームページ
- ・ 行事等の報告 (やって終わりじゃなく・・・)
- ・ 広報誌を全世帯へ配布
- ・ 南風原チャンネルOCNとか 常に情報発信
- ・ 各字、自治会の悩みや課題を広報で町民に情報共有
- ・ 声なき人の声を行政にいかして欲しい (小さな声にも耳を傾ける)
- ・ 働きやすい環境づくり ・雇用の創造 (所得をアップさせる)
- ・ 地場産業の支援育成 ・企業誘致
- ・ 町民との対話 (意見交換等)
- ・ 要望ではなく住民のニーズの把握をして欲しい
- ・ 町行政の行っていないことを把握する
- ・ 南風原町のイメージ向上
- ・ 行政は町内企業者を支援しなければならない
- ・ 行政サービスを等しく提供する ・男女平等な社会づくりを行う
- ・ 町民が権利を行使できる様に情報を隔てなく伝えるよう努力する

- ・情報発信の強化（広報誌をカラーに、ハイサイよーさんを町民に配布）
- ・SNSを活用した情報発信　・出された提案に真しに取り組む
- ・町民と情報と共有　・窓口サービスの向上
- ・情報発信（事前・事後）報告　・説明責任を果たすこと
- ・法令遵守すること　・様々な団体との懇談
- ・公平・公正で誠実に行政運営すること　・南風原らしさを守る

#### （町長の役割と責務）

第13条 町長は、この条例を遵守し、町民の信託にこたえ、公正、公平かつ誠実に職務の遂行に努め、町民主体の自治の実現を図らなければならない。

- 2 町長は、リーダーシップを発揮し、町政全体の総合調整を行うとともに、町政の総合的かつ計画的な将来像を示し、その実現に向け、全力を挙げて取り組まなければならない。
- 3 町長は、町民の意向を適正に判断し、町政の課題に対処したまちづくりを推進しなければならない。
- 4 町長は、職員を指揮監督するとともに、効率的、効果的な町政運営に努めなければならない。

#### 【住民会議の意見】

- ・町長はSNSをやる　・文化的視点で考える
- ・こわして建てるから保存する、残す　・地元密着　・外へのPR
- ・長く将来的視野での行動　・町民意見を直接聞く
- ・職員との交流・協力　・適正な方向性と決断力　・リーダーシップ
- ・発想力、行動力、実況力　・町民に信頼された存在であること
- ・町民の代表者　・職員を指揮監督する指導者
- ・町民みんなが（子どももお年寄りも）知っている存在であること

職員の役割と責務)

第14条 職員は、常に法令及び条例等を遵守し、全体の奉仕者として、公正、公平かつ誠実に職務に従事し、その職務に専念しなければならない。

2 職員は、自己研さんにより職務能力を向上させるとともに、所属を超えて連携を図り、政策課題に迅速かつ的確に対応しなければならない。

3 職員は、町民との信頼関係づくりに努めるとともに、町民と連携して職務を遂行しなければならない

【住民会議の意見】

- ・地域の行事に参加（字等の役員など）
- ・行事でのボランティア活動 ・役場職員の資質向上  
（職員の対応を統一して良くして欲しい、柔らかい雰囲気づくり、たらい回しにしない）
- ・役場職員は、町の広報マンという意識をもってほしい
- ・町民と一緒に地域づくりの推進につとめる
- ・常に自己研鑽につとめる ・町民と職業に対等である
- ・公平性 ・情熱をもって仕事すること ・自己研さん、資質向上
- ・職員は地方財政計画の動向に注視した行政運営を行う
- ・業務のみではなく交流するゆとり
- ・町民がいつ来ても楽しい役場作り
- ・新しいアイデア、新しい発見 ・業務の範囲にとらわれない（柔軟性）
- ・笑顔 ・自分のことは後回しに（町民優先）
- ・公僕 町民目線を忘れない ・地域の活性化の意識を持つ
- ・柔らかい雰囲気づくり ・横の連携 ・民官的な発想

## 第6章 行政運営

(総合計画)

第15条 町は、総合的かつ計画的な町政運営を行うため、総合計画を策定するものとする。

2 町長は、総合計画の策定にあたっては、町民の参画の機会を確保するものとする。

3 町長は、総合計画の進行を管理し、必要に応じ見直し、その状況を公表するものとする。

### 【住民会議の意見】

- ・介護施設の認定制
- ・お年寄りが外に出やすいサービス（巡回車とか・・・）
- ・南風原頑寿（がんじゅう）大学の設置
- ・町の特産品や商品を宣伝するアンテナショップをつくって欲しい
- ・道の駅 ・はえばるハローワーク開設
- ・はえるんと写真が撮れる 12/25 7/7 2/14
- ・町のキャラクター「はえるん」を活用したPR事業を行って欲しい
- ・「南風原」の地名が入ったヒットソングをつくって欲しい
- ・宿泊施設等のホテルをつくる ・町内のインフラを整備する
- ・モノレールの延長 or 首里までのシャトルバス（バスターミナルまで）
- ・ロープウェイ 新川－兼城 観光地
- ・公共交通バスを無料化する ・小さな公園の管理
- ・統一感のある公共施設 活用しやすい施設づくり
- ・公共施設の利用促進 ・陸上競技場の積極的な活用
- ・学校や、公共建築を 100 年以上残すためのメンテナンスとコンクリート施工
- ・インターネットで南風原図書館の蔵書を検索したい
- ・図書館の蔵書の充実 ・町営霊園パーク建設
- ・図書館の広さはしばらく望めないが電子図書を充実させ沖縄一の蔵書数
- ・南風原らしい風景づくり
- ・景観を考える景観法 景観行政団体になって潤いのある豊かな生活
- ・南風原町にしかない並木道を造って欲しい
- ・南風原町にソメイヨシノの桜の花見ができるようにして欲しい 桜が人を集める

- ・町並景観条例の制定
- ・街路樹を増やす
- ・未来都市構想
- ・歩道の草刈り清掃
- ・住民では手に負えないような場所の美化整備
- ・道路の草刈り 歩けない 見通しが悪い
- ・川でカヤックができるようにしてほしい
- ・スプリング付きマットレスソファを収集してほしい（現在は産業廃棄物となっている）
- ・かすりの郷土づくり
- ・かすりを若者へ浸透させる取り組み
- ・農家を増やせるように地域で買い取るシステムづくり
- ・農地の転用を含めた積極的な活用
- ・ボランティアで参加できる農地づくり（まちで買い上げる）
- ・社会の変化を敏感にとらえ変更する
- ・区画整理の道・エリアの名前
- ・利益優先ではなく、長期的展望
- ・ソメイヨシノの並木道を作って人集め
- ・次回策定するときも町民意見をとり入れる
- ・町業者だけではなく、広く良い物を造る、考える
- ・記載されていることは忠実にを行うよう努力
- ・総合計画との整合性
- ・P D C Aサイクルの高度化
- ・社会経済の変化に対応できる余地をもつ
- ・進行状況の公表
- ・第4次総計の様な総計策定の住民会議を開く
- ・一年間たっぷり住民会議を開催する総合計画づくり

#### （健全な財政運営）

第16条 行政は、財源を効率的かつ効果的に活用し、中長期的な展望のもとに財政の健全性を確保するように努めなければならない。

2 行政は、町の財政状況に関する資料を作成し、これを町民にわかりやすく伝えなければならない。

#### 【住民会議の意見】

- ・財政状況の町民への公表
- ・財政状況の分かりやすい公表
- ・中長期を視野に入れた財政運営
- ・ムダづかいしない
- ・健全で安定的な財政運営
- ・財政の公表
- ・長期的な展望。長寿命な建築（コンクリート）ランニングコスト、技術
- ・わかりやすく町民に財政状況を公表する。町内市町村と比較
- ・将来のための投資
- ・実を結ぶ事業をする

(情報の公開及び共有)

第17条 町は、町民の知る権利を保障するとともに、町民のまちづくりへの参加を促進する視点に立ち、その保有する情報の積極的な公開及び提供に努めなければならない。

2 町は、情報の提供にあたっては、町民に分かりやすい方法を工夫しなければならない。

#### 【住民会議の意見】

- ・行政や議会の情報を町民にわかりやすく伝えて欲しい（情報発信 共有）
- ・情報発信力の向上
- ・町役場等のホームページでの公共の情報発信をスピーディーに行う、充実させる
- ・趣味や楽しい事の情報発信 ホームページ
- ・行事等の報告（やって終わりじゃなく・・・）
- ・広報誌を全世帯へ配布 ・南風原チャンネルOCNとか 常に情報発信
- ・各字、自治会の悩みや課題を広報で町民に情報共有
- ・町内のみではなく、町外・県外・国外への公開
- ・見てもらえるホームページを意識する
- ・役場内ではあたりまえでも町民は知らないことばかり。
- ・SNSをうまく活用する（コメントの収集）
- ・情報弱者への情報公開の工夫 ・様々な角度からの公開の仕方
- ・情報のわかりやすさ ・タイムリーな情報公開
- ・積極的な情報を公開するマインド
- ・地域情報化の推進（インフラ）（インフラソフト事業）
- ・（予算の編成）町民が予算を具体的に把握できるような十分な情報の提供
- ・（決算）町長は、決算に関わる町の主な仕事の成果を説明する書類が仕事の評価に役立つよう配慮
- ・広報誌を子ども達も読みやすい（りゅうぼんの様な）興味を持てる内容にして少しでも関心をもってもらう
- ・南風原町を県内だけでなく、全国にアピール出来るような情報発信をする（ゆるキャラ・SNS等）
- ・誰でも簡単に情報（町内の）を得られる町内親子ラジオ的なFM（コミュニティ）開設

(個人情報の取扱い)

第18条 町は、個人の権利及び利益を保護するため、保有する個人情報を適正に取り扱わなければならない。

【住民会議の意見】

- ・住民に不利益にならないような個人情報の取り扱いを行う
- ・個人情報保護の見直し検討（福祉に関して）
- ・個人情報保護条例の遵守
- ・人の不利益になることはのせない
- ・公務で知り得たことを言わない

(説明責任)

第19条 町は、まちづくりに関する計画の立案、実施、評価及び見直しの各段階において、町民にわかりやすく説明するよう努めなければならない。

【住民会議の意見】

- ・わかりやすくやさしく説明する
- ・いいことも悪いことも
- ・横文字を多用しない
- ・結果のみではなく過程でも
- ・パブリックコメントの公表
- ・悪いことをかくさない
- ・行政手続に入っているのでは？
- ・窓口での説明の明確化
- ・誠実に真実を伝える（説明する）

(行政組織)

第20条 行政の組織は、町民にわかりやすく、効率的かつ機能的であるとともに、社会経済情勢の変化に迅速に対応できるよう編成されなければならない。

【住民会議の意見】

- ・町民にわかりやすい組織である
- ・実行のある組織である
- ・社会情勢へ対応した組織形成
- ・社会経済情勢の変化に対する対応
- ・危機管理体制の確立
- ・社会情勢への適合。トレンドの把握

- ・法律遵守機関・生存権等
- ・町民サービス向上をめざした組織機構づくり
- ・時代に促した組織づくり
- ・町民が使いやすい体制づくり
- ・人事異動のあり方（ながすぎず、短すぎず）
- ・いつでも見直すといった視点で

（審議会等）

第 21 条 行政は、法令等に特段の定めがある場合を除き、審議等の委員選任にあたっては、その委員の全部又は一部を公募により選任するよう努めるとともに、男女の均衡に配慮するものとする。

2 審議会等の会議は、個人情報保護及び審議に支障がある場合を除き、公開するよう努めるものとする。

【住民会議の意見】

- ・町の委員をどんどん若い人に変えていく
- ・審議会等の組織にも公募による委員を選定
- ・公募による委員選定
- ・男女の均衡に配慮した委員選定
- ・年齢の幅
- ・附属機関の活用
- ・公募委員（女性の登用）を積極的に
- ・附属機関の活用

（行政手続）

第 22 条 行政は、町民の権利及び利益を保護するため、町への申請に対する処分、行政指導及び届出に関する手続を明らかにし、透明で公正な行政手続の確保に努めなければならない。

【住民会議の意見】

- ・コンビニ交付みたいに、他の業務もサービスを拡大してほしい
- ・利便性と財産保護
- ・分かりやすい通知などをつくる
- ・手続自体がわからない
- ・申請主義なのはわかるが、申請主義を伝えるのを充分行うこと
- ・町内外の意見を反映させる



(意見公募手続)

第23条 町は、町民との協働によるまちづくり又は町政運営に町民の意見等を反映させるために事前に案を公表し、町民の意見を聴取するとともに、これに対する町の考え方を公表する制度を設けなければならない

【住民会議の意見】

- ・ ホームページで公開し、見える化を図ること
- ・ 町民への回答は迅速かついいねいに
- ・ 町に住んでいる、働いている以外の人からの意見を聞く
- ・ 一緒にする ・ 簡素化
- ・ 意思決定前に町民の意見を求めるパブリックコメントを実施する。それを考慮して意思決定を行わなければならない

(町民からの意見、要望への対応)

第24条 行政は、行政運営に対する意見、要望等があったときは、速やかに事実関係等を調査し、誠実に対応しなければならない。

2 行政は、意見、要望等に対して、必要があると認めるときは、その改善のための適切な措置を講じなければならない。

【住民会議の意見】

- ・ 声なき人の声を行政にいかして欲しい (小さな声にも耳を傾ける)
- ・ まちづくりプランショーみたいなもの
- ・ スピーディーな対応 ・ 目標達成への意義
- ・ 「苦情」は行政側の受け取り方なので「意見等」

(行政評価)

第25条 町は、効率的かつ効果的な町政運営を図るため、適切な目標設定に基づく行政評価の実施に努め、その結果を施策の見直し、組織の改善等に反映させなければならない。

【住民会議の意見】

- ・ 行政評価アンケートの実施

## 第7章 参画及び協働

参画及び協働の推進)

第26条 行政は、町民がまちづくりに参画する機会の確保及び拡充に努めなければならない。

2 町民及び行政は、協働のまちづくりを推進するため、互いの特性を發揮しながら課題解決に取り組むものとする。

### 【住民会議の意見】

- ・ こういう住民会議を毎年開催する
- ・ 住民の話を聞く機会を多く作って欲しい
- ・ 住民の話を聞く機会を設けた後、住民の方にフィードバック
- ・ 行政と町民は同じ立場に立って協働で議題を解決する
- ・ お互い意見が違っても、対立するのではなく、課題解決に向かって一緒に取り組む

(住民投票)

第27条 町長は、町政に係る重要事項について住民の意思を確認するため、その案件ごとに定められる条例により住民投票を実施することができる。

2 町民、議会及び町長は、住民投票の結果を尊重しなければならない。

### 【住民会議の意見】

なし

## 第8章 地域コミュニティ

(地域コミュニティ活動の推進)

第28条 町民は、安心して心豊かに暮らすことのできる地域社会を実現するため、自主的な意思に基づきまちづくりに取り組むとともに、地域コミュニティの活動に参加し、お互いに助け合い、地域の課題を共有し、解決に向けて協力し行動するよう努めるものとする。

2 行政は、地域コミュニティの自主性を尊重し、円滑な活動ができるよう連携に努めなければならない。

### 【住民会議の意見】

- ・地域の行事、活動等に積極的に参加する  
(清掃、イベント P T A 読み聞かせ)
- ・綱曳きや十五夜等字の行事に小学生が参加しやすい雰囲気をつくる
- ・字の役員積極的になる
- ・各地域(集落)でWEBサイトをつくる
- ・地域の行事に参加して情報交換を行う
- ・各地域の行事の周知 ・自治会に加入する
- ・地域自治会のルールを学ぶ ・地域伝統の継承
- ・地域に愛着がもてる環境づくり 変わらないところ 人々が主役
- ・歩いて買い物できない方への同行(代行) 隣近所
- ・学校の読み聞かせ等への参加 ・同窓会を開催、参加する
- ・自治会活性化推進券の交付 ・参加しやすいイベント企画
- ・イベント作り 町内つなひき ・自治会加入の推進
- ・リサイクルループ事業のような行政の積極的な関わりが必要
- ・地域レベルでの子育ての実現ファミサポを進化させて

## 第9章 安心、安全なまちづくり

(町民生活の安全確保)

第29条 行政は、災害等の緊急の事態に備え、町民の生命、身体及び財産の安全を確保するため、危機管理体制を確立しなければならない。

2 行政は、緊急の事態にあたっては、町民及び関係機関等と自助・共助・公助の精神に基づいた連携及び協力を図るものとする。

3 町民は、緊急時に自らの安全を確保するとともに、相互に助け合っ活動することができるように地域社会における連帯意識を深めるよう努めるものとする。

### 【住民会議の意見】

- ・ 地域や近所での声かけを行う 子供達への声かけ
- ・ 地域の見回り活動の推進 見回り活動を行う (防犯)
- ・ 交通安全運動へ参加する ・ 子供達への声かけ
- ・ 安全、安心のまち宣言 ・ 街灯を増やして欲しい
- ・ 災害時の地域連携向上 ・ 避難所を分かりやすく発信する
- ・ 避難訓練の機会増加
- ・ 需要に住じた福祉施設の充実 (高齢者施設・待機児童の解消) 安心して暮らせるまちづくり

## 第 10 章 平和活動の推進

(平和活動の推進)

第 30 条 町は、平和な国際社会を実現するため、町民と協働し、平和活動の推進に努めるものとする。

2 町、学校、地域及び家庭並びに関係機関は、平和に対する意識の向上を図るため、連携して平和に関する学習と活動の機会の提供に努めるものとする。

### 【住民会議の意見】

- ・ 平和学習の拠点づくり ・ 町民で平和の共有
- ・ 人権を大切にす社会づくり ・ 戦争跡地の保在（第二次大戦）
- ・ 南風原文化センターの活用
- ・ 事業者の平和活動の推進（大人の社会施設見学）
- ・ 平和の町宣言 ・ 平和活動の実践 ・ 子ども達への継承
- ・ 平和に対して意識する場所をつくる ・ 戦争の記憶を風化させない
- ・ 家庭で話し合うテーマの提供 ・ 平和交流の推進（多国間）
- ・ 子ども達の平和学習の機会を増やす

## 第11章 連携等

(地域内の連携)

第31条 町民及び町は、より良い地域社会をつくるため、それぞれの活動において連携に努めるものとする。

### 【住民会議の意見】

- ・人材マップ、観光マップ・・集落で・・が一番上手な・・さん 知識を大切に
- ・空き屋、古民家活用の集落を意識した小さな宿泊 人の交流
- ・個々をつなげるシステム 人々をつなげるシステム
- ・人のつながりのサポート 人が大切
- ・町民で写真 町内のコンテスト等をやる
- ・各家での料理教室、三線教室等 ネットワーク
- ・各種団体、組織育成 ・仕事の内容を伝える
- ・おしゃれなお店は一つに集める ・アートのある町
- ・土地を売る (土地の有効活用)
- ・町民が一つになって参加するイベントを企画する
- ・体協のやり方を検討 新しい町民も参加しやすいような仕組みづくり
- ・世代交流の翼 事業 ・沖縄の歴史やウチナーグチを学ぶ講座
- ・生きがいづくりや居場所づくりができるような場を設けて欲しい
- ・地域間広域連携
- ・他の自治体 (県外) と交流し、互いの発展に努める
- ・特色あるまちづくりへの支援体制
- ・日本で一番英語が話せる人が居る町にする
- ・英語が話せるようになる小学校づくり
- ・観光客を増やすために英語を話せる人を増やすシステム作り
- ・家族役割での横のつながりの交流会を主催する
- ・字より少数の集まりをつくる
- ・ポイント制の導入 スポーツ 買い物など
- ・町内の遊び所のマップ作成
- ・地元企業と町民が関われる場をつくる

(国及び他の地方公共団体との交流及び連携)

第32条 町は、共通する課題を解決するため、国、県及び他の市町村と相互に連携を図りながら、協力するよう努めるものとする。

**【住民会議の意見】**

- ・町の事を他市町村への宣伝（町に住んでもらうよう友人に声かけをする）
- ・海がないことを逆手に取ってアピール

(国際交流)

第33条 町は、国際感覚をまちづくりに取り入れることの重要性を認識し、国際交流に努めるものとする。

**【住民会議の意見】**

- ・外国人が住みやすい地域づくり
- ・姉妹都市間の交流を計画的に実施する（持続性のある）
- ・国際的な感性を育むまちづくり
- ・姉妹都市であるカナダとの連携に努める

## 第 12 章 条例の見直し

(条例の見直し)

第 34 条 町は、この条例の施行後 5 年を超えない期間ごとに、この条例が社会情勢等の変化に適合したものであるかどうかを検討するものとする。

2 町は、前項の規定による検討の結果を踏まえ、この条例を改正しようとするときは、町民参加の手法を用いなければならない。

【住民会議の意見】

・なし